

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令 新旧対照条文
 ○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（大臣官房の所掌事務の特例）</p> <p>第一条の二 大臣官房は、第三条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、国土交通省の所管に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人（附則第五条の五において単に「特例民法法人」という。）の監督に関する事務をつかさどる。</p> <p>（自動車局の所掌事務の特例）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>（海事局の所掌事務の特例）</p> <p>第五条の三 海事局は、第十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第 号）第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約（附則第二十五条第二号において単に「特定保険者交付金交付契約」という。）に関する事務をつかさどる。</p> <p>（大臣官房審議官の設置期間の特例）</p>	<p>附則</p> <p>（大臣官房の所掌事務の特例）</p> <p>第一条の二 大臣官房は、第三条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、国土交通省の所管に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人（附則第五条の四において単に「特例民法法人」という。）の監督に関する事務をつかさどる。</p> <p>（自動車局の所掌事務の特例）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（大臣官房審議官の設置期間の特例）</p>

第五条の四 (略)

(大臣官房総務課の所掌事務の特例)

第五条の五 (略)

(海事局総務課の所掌事務の特例)

第二十五条 海事局総務課は、第四百四十一条各号に掲げる事務のほか、
当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第二号の
業務及びこれに附帯する業務並びに同条第五項の業務のうち貸付契
約及び保証契約に係る業務に関すること。

- 二 特定保険者交付金交付契約に関すること。

第五条の三 (略)

(大臣官房総務課の所掌事務の特例)

第五条の四 (略)

(海事局総務課の所掌事務の特例)

第二十五条 海事局総務課は、第四百四十一条各号に掲げる事務のほか、
当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立
行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第二
号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第五項の業務のうち貸付
契約及び保証契約に係る業務に関する事務をつかさどる。